

第一百六十四回

参議院国土交通委員会会議録第八号

平成十八年四月四日(火曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

羽田雄一郎君

忠一君

伊達雅史君

脇康弘君

大江山下八洲夫君

西田実仁君

市川一朗君

太田豊秋君

小池正勝君

末松信介君

藤野公平君

田村公孝君

松村龍二君

吉田博美君

加藤敏幸君

佐藤雄平君

田名部匡省君

前田武志君

山本香苗君

小林美恵子君

渕上貞雄君

北側一雄君

国土交通大臣

副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

吉田博美君

事務局側

常任委員会専門
伊原江太郎君

本日の会議に付した案件

○海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北側国土交通大臣。

○國務大臣(北側一雄君) ただいま議題となりました海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、我が国物流をめぐっては、中国を始めとしたアジア地域の経済発展や我が国企業の進出に伴い、アジア域内物流が準国内物流化するなどの大きな変化が見られます。また、我が国の国際競争力強化の観点から、物流の効率化・円滑化に対する要請が高まっております。このような中、政

府におきましては、昨年十一月に新たな総合物流施設大綱を閣議決定し、スピード一日でシームレスかつ低廉な国際、国内一体となつた物流の実現等を目標に、物流施策の総合的、一体的推進を図ることとしております。

このうち、海上物流は、国際物流において九・七%を占めるなど、我が国の産業活動や国民生活を支える極めて重要な役割を果たしております。このため、港湾の国際競争力強化、海運の効率化及び安全性向上のための所要の措置を総合的に講ずることにより、海上物流の基盤強化を図る

こととし、このたびこの法律案を提案することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、港湾における物流拠点機能の強化を図るため、埠頭の近傍における荷さばき施設の整備を国からの無利子貸付の対象に追加すること等により、港湾機能の強化を図ります。

第二に、国の指定を受けて特定外貿埠頭の管理運営を行ふ者を財團法人から株式会社に変更するとともに、管理運営主体に対する規制の緩和を行い、外貿埠頭の管理運営の効率化を図ります。

第三に、水先人の養成確保、船舶交通の安全確保、業務の効率化、適確化を図るため、水先人の資格要件の緩和、水先人の免許更新時の講習の義務付け、料金規制の緩和等を行い、水先制度の充実強化を図ります。

第四に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化を支援する業務の追加等を行います。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行ふこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(羽田雄一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

改める。

第五十条の二第一項及び第二項を次のように改める。

国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理

一、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「港湾区域」(「港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区」又は「第一条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、「」に改める。)

第四十三条の五第一項中「港湾管理者」(「国土交通大臣又は港湾管理者」に改め、「実施する港湾工事」の下に「(国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。)」を、「従い」の下に「(国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者者にあつては)」を加え、同条第二項中「港湾管理者」(「国土交通大臣又は港湾管理者」に改め、「あらかじめ」の下に「(国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては)」を加え、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第五十二条第二項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者(以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、港湾建設等関係者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める港湾建設等関係者の役員又は職員(過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、港湾建設等関係者の役員又は職員(過去二年間に当該港湾建設等関係者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十六条の二の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行なう事業場の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5 国土交通大臣は、登録確認機関が行うことができる確認業務については、これを行わなものとする。

(登録の更新)

第五十六条の四の四 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条(第五項を除く。)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

第五十六条の二の五 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により確認業務を行わなければならぬ。

(登録事項の変更の届出)

第五十六条の二の六 登録確認機関は、第五十六条の二の三第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(確認業務規程)

第五十六条の二の七 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下「確認業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の規定による命令により確認員を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(秘密保持義務等)

第五十六条の二の九 登録確認機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(確認員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、確認業務に関して知り得た秘密

適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(確認員)

第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の施設の建設に関する必要な課程を修めて卒業した者又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に関する試験研究の業務(国土交通省令で定めるものに限る。)に従事した経験を有するもののうちから選任しなければならない。

2 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

4 前項の規定による命令により確認員を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

い。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

2 港湾建設等関係者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 財務諸表等が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

4 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて国土交通省令で定めるものをいふ。次項において同じ。並びにこれらの者であつた者は、確認業務に関して知り得た秘密

「指定法人」を「指定会社」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「同条第四項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「指定法人」を「指定会社」に改め、同条を第十三条とする。

第十一條中「指定法人」を「指定会社」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条第一項中「指定法人」を「指定会社」に改め、「同条を第十三条」とする。

第十二条第一項中「指定法人」を「指定会社」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条第一項中「指定法人」を「指定会社」に改め、「同条を第十二条」とする。

全部又は一部を休止し、又は廃止したと
き。

第五十二条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

（水先法の一部改正）
第三条 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)
の一部を次のように改正する。

目次
第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 水先人
第一節 水先人の免許及び水先人試験(第
四条～第十三条)

第二節 登録水先人養成施設等(第十四
条～第三十二条)

第三章 水先及び水先区(第三十三条～第四
十七条)

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会
第一節 水先人会(第四十八条～第五十四
条)

第五章 監督(第五十九条～第六十九条)

第六章 雜則(第七十条～第七十四条)

第七章 償則(第七十五条～第八十一条)

附則

第一条中「及び」を「並びにその養成及び確保
のための措置を講ずるとともに」に、「あわせ
て」を「併せて」に改める。

第二条中「第三十一条第三号」を「第七十
五条第一号、第七十六条第一号若しくは第二
号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号か
ら第三号まで」に、「罰する外」を「罰するほか」
に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同
条を第八十一条とする。

第三条中「左の各号の」を「次の各号の
いずれか」に、「二万円」を「五十万円」に改め、
同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中
に、「第一項」を「第二項」に改め、「同条第一
項」を「第二項」に改め、同条を第十二条と
する。

第四条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第五条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十二条」を「第六十一条」に
改め、「同条の規定による命令に違反したと
の一部を次のように改正する。

に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中
「第二十二条の二第三項」を「第四十七条第二項」
に改め、同号を同条第三号とし、同条第六
号中「第二十九条第一項」を「第六十九条第一項」
に改め、同号を同条第四号とし、同条を第七十
六条から第二十八条まで」を「第六十五
条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六
号中「第二十九条第一項」を「第六十九条第一項」
に改め、同号を同条第四号とし、同条を第七十
七条とし、同条の次に次の三条を加える。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第二十六条第一項(第三十二条)において
準用する場合を含む。の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、若しくは同項の規定による質問に
虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつ
た者

第八十条 第二十六条第一項(第三十二条)において
準用する場合を含む。の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

第八十一条 第二十四条(第三十二条)において
準用する場合を含む。の規定による業務の停止の
命令に違反した者

第八十二条 第三十五条第一項又は第三十六条第二
項(第五十八条)に改め、同号を第七十六条とし、
第五章中同条の前に次の二号を加える。

第八十三条 第四十六条第六項の規定による掲示をせ
ず、又は虚偽の掲示をした者

第八十四条 第三十二条第四号中「第二十二条の二第二項」
又は第二十四条の二を「第四十七条第二項」又は
第六十一条に改め、同号を第七十六条とし、
第五章中同条の前に次の二号を加える。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に
処する。

第八十六条 第二十四条(第三十二条)において準用す
る場合を含む。の規定による業務の停止の
命令に違反した者

第八十七条 第三十五条第一項又は第三十六条第二
項(第五十八条)に改め、同号を第七十六条とし、
第五章中同条の前に次の二号を加える。

第八十八条 第三十七条又は第三十八条の規定に違反
して、登記をすることを怠つたときは、その
届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八十九条 水先人会又は日本水先人会連合会
が第五十条第一項(第五十八条)において準用
する場合を含む。の規定に基づく政令に違反
して、登記をすることを怠つたときは、その
届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十条 第三十七条又は第三十八条の規定に違反
して、登記をすることを怠つたときは、その
届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十一条 水先人会若しくは日本水先人会連合会に改
め、同条第一項を次のように改める。

第九十二条 第二十九条第一項中「若しくは水先人会」を
「水先人会若しくは日本水先人会連合会」に改
め、同条第一項を次のように改める。

第二十六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十九条第三項を削り、第四章中同条を第六十九条とする。

第二十八条中「第二十三条に規定する」を「第五十九条第一号又は第二号に掲げる」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣に対する報告義務)

第六十八条 水先人会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十七条を第六十六条とする。

第二十六条の前の見出しを削り、同条中「海難審判法」の下に「昭和二十一年法律第百三十五号」を加え、同条を第六十五条とし、同条の前に見出しとして「(届出)」を付する。

第二十五条の見出し中「水先人会」の下に「又は日本水先人会連合会」を加え、同条中「水先人会」の下に「又は日本水先人会連合会」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十四条の四中「第二十三条から第二十四条の二まで」を「第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十四条の三を第六十二条とする。

第二十四条の二中「行なうにあたり」を「行うに当たり」に改め、同条を第六十一条とする。

第二十四条第一項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第一項中「第十条」を「第十三条」に、「精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適当である」を「心身の障害により水先業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるものになつた」に改め、「又は」の下に「二年以内の期間を定めて」を加え、同条を第六十条とし、同条の前に次の見出し及び二条を加える。

(免許の取消し等)

第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

二 水先人としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法(昭和五十一年法律第六十二号)その他の他の法令の規定に違反したとき。

三 水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

四 第二十三条の前の見出し及び同条を削る。

第五章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 雜則

(関係者の責務)

第七十条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならぬ。

第七十一条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならぬ。

第二十二条の五中「水先人会が設立されるる水先区について水先人の免許を受けた」を削り、「当該」を「その免許に係る水先区に設立されている」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十二条の四第一項中「水先区を同一にする」を削り、同条第二項第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号を同項第十号とし、同項第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十二条の四第二項第六号の次に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

第七十二条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

一 第四十九条第二項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項

二 水先人の確保に関する規定

三 水先人会の会員の研修に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

(国土交通省令への委任)

第七十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める

ことができる。

第七十五条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用

ことができる。

第七十六条 第二十二条の六を第五十三条とし、同条の次に次の二条及び一節を加える。

(財務諸表等)

第七十七条 水先人会は、毎事業年度経過後三月以内に、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 日本水先人会連合会

(日本水先人会連合会)

第五十五条 全国の水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならない。

第二節 日本水先人会連合会は、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうこととする。

九 会費に関する規定

第一十二条の四第二項第六号の次に次の二号を加える。

七 水先人の品位保持に関する規定

第一十二条の四第三項に次の二号を加える。

八 会員の登記

第一十二条の四第三項に次の二号を加える。

九 会員の登記

第一十二条の四第三項に次の二号を加える。

十 会員の登記

第一十二条の四第三項に次の二号を加える。

十一 会員の登記

2 日本水先人会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条第二項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項

二 その他重要な会務に関する規定

三 水先人会の会員の研修に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

(会則遵守の義務)

第五十七条 水先人及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らなければならない。

人会連合会の会則を守らなければならない。

(水先人会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用

ことができる。

第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免

許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

二 水先人としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法(昭和五十一年法律第六十二号)その他の他の法令の規定に違反したとき。

三 水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

四 第二十三条の前の見出し及び同条を削る。

第五章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 雜則

(関係者の責務)

第七十条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならぬ。

第七十一条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならぬ。

第二十二条の五中「水先人会が設立されるる水先区について水先人の免許を受けた」を削り、「当該」を「その免許に係る水先区に設立されている」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十二条の四第一項中「水先区を同一にする」を削り、同条第二項第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号を同項第十号とし、同項第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十二条の四第二項第六号の次に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

第二十二条の四第三項に次の二号を加える。

- 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(水先人会の役員)

第五十一条 水先人会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、水先人会を代表し、その会務を總理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。

第二十二条の三第一項中「水先区を同一にする」を削り、「当該水先区について」を「水先区」とし、「に改め、同条第二項中「水先人会は」の下に「、会員の品位を保持し」を、「水先業務の」の下に「適正かつ」を加え、「行なう」を「行う」に、「及び連絡」を「、連絡及び監督」に改め、同条に次の二項を加える。

3 水先人会は、法人とする。

4 民法明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。

第二十二条の三を第四十八条とする。

第二十二条の二を第四十七条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会

第一節 水先人会

3 第二十二条第二項を次のように改める。

2 水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第一十二条に次の四項を加える。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 4 4 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

5 國土交通大臣は、前項の水先料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該水先人に對し、期限を定めてその水先料を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に對し不當な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の水先人ととの間に不當な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいよう掲示しておかなければならない。

第二十二条を第四十六条とし、第二十一条を第四十五条とする。

第二十条中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同条を第四十四条とする。

第十九条を第四十三条とする。

第十八条中「おもむいた」を「赴いた」に、「場合の外、その求」を「場合のほか、その求め」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十二条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「場合の外」を「場合のほか」に、「おもむかなければ」を「赴かなければ」に改め、同条を第四十条とし、同条の前に見出しとして「(水先)」を付する。

第十五条の二を第三十九条とする。

第十五条中「水先人」を「第四条の定めるところにより水先をすることができる水先人」に改め、同条を第三十八条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条第一項中「水先人」を「第四条の定めるところにより水先

- をすることができる水先人」に改め、同条を第三十七条とし、同条の前に見出しとして「(水先の制限)」を付する。

- (登録の要件等)

第十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。

イ 講義室

ロ 実習室

ハ 実習用船舶

ニ 操船シミュレータ

ホ 水路図誌

ヘ 天気図

ト 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するためには必要な設備

チ 水先業務に関する英会話を録音した視聴覚教材

リ 教育に必要な模型、掛図、書籍その他 の教材

二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。

イ 二十歳以上であること。

ロ 過去二年間に水先人養成施設における水先人の養成に関する事務に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなりつた日から二年を経過しない者でないことを。

ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(1) 一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの	
2 船舶職員別表第三の上欄の一の項の三級海技士(航海養成施設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験を有する者)	
(2) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること。	
2 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。	
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者	
二 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者	
三 法人であつて、登録水先人養成施設における水先人養成事務(以下「登録水先人養成事務」という。)を行ふ役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	
3 第五条第一項第二号の登録は、登録水先人養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	
一 登録年月日及び登録番号	
二 登録水先人養成施設における水先人の養成を行う者(以下「登録水先人養成実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
三 登録水先人養成施設における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分	
四 登録水先人養成施設を行ふ事務所の所在	
五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省	
(登録の更新)	
第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	
2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	
(登録水先人養成事務の実施に係る義務)	
第十七条 登録水先人養成実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録水先人養成事務を行わなければならぬ。	
(登録事項の変更の届出)	
第十八条 登録水先人養成実施機関は、第十五条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	
(登録水先人養成事務規程)	
第十九条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成事務の実施に関する規程(以下「登録水先人養成事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	
2 登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成施設における水先人の養成の方針、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。	
(登録水先人養成事務の休廃止)	
3 第二十一条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務に關する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録水先人養成事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
(帳簿の記載)	
第二十五条 登録水先人養成実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録水先人養成事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
(報告等)	
第二十六条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務に關し報告させ、又はその職員に、登録水先人養成実施機関の事務所に立ち入り、登録水先人養成事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問さ	
(改善命令)	
第二十三条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が第十七条の規定に違反しているときは、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は置かなければならぬ。登録水先人養成事務の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
(登録の取消し等)	
第二十四条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	
一 第十五条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。	
二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。	
三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。	
四 前二条の規定による命令に違反したとき。	
五 不正の手段により第五条第一項第二号の登録を受けたとき。	

せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれ

を提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による水先人の養成)

第二十七条 國土交通大臣は、登録水先人養成実施機関がないとき、第二十条の規定によ

る登録水先人養成事務に関する業務の全部又

は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、登

第二十四条の規定により第五条第一項第一号

の登録を取り消し、又は登録水先人養成実施

機関に対し登録水先人養成事務に関する業務

の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登

録水先人養成実施機関が天災その他の事由に

より登録水先人養成事務に関する業務の全部

又は一部を実施することが困難となつたと

き、その他必要があると認めるときは、水先

人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら

行うことができる。

(公示)

第二十八条 國土交通大臣は、次の場合には、

その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五条第一項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条又は第二十条の規定による届出

があつたとき。

三 第二十四条の規定により第五条第一項第

二号の登録を取り消し、又は業務の停止を

命じたとき。

四 前条の規定により國土交通大臣が水先人

の養成に関する事務の全部若しくは一部を

自ら行うものとするとき、又は自ら行つて

いた水先人の養成に関する事務の全部若し

くは一部を行わないこととするとき。

(水先免許更新講習の登録)

第二十九条 第十条第三項の登録は、水先免許

更新講習を行おうとする者の申請により行

う。

(登録の要件等)

第三十条 國土交通大臣は、前条の規定による

登録の申請が、次に掲げる要件のすべてに適

合しているときは、その登録をしなければな

らない。この場合において、登録に関して必

要な手続は、國土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

二 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

三 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

四 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

五 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

六 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

七 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

八 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

九 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十二 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十三 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十四 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十五 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十六 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

十七 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免

許更新講習が行われるものであること。

従事した経験を有する者

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能

力を有するものであること。

二 國土交通大臣は、前条の規定により登録の

申請をした者が、次の各号のいずれかに該当

するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規

定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十二条において準用する第二十四条

の規定により第十条第三項の登録を取り消

され、その取消しの日から二年を経過しな

い者

三 法人であつて、登録水先免許更新講習の

実施に関する事務(以下「登録水先免許更新

講習事務」という。)を行う役員のうちに前

二号のいずれかに該当する者があるもの

三号のいずれかに該当する者があるもの

は、その代表者の氏名

は、その住所並びに法人にあつて

は、その水先人の免許は、その効力を失う。

四 第十二条 水先人が上級の資格についての水先

人の免許を受けたときは、下級の資格につい

ての水先人の免許は、その効力を失う。

五 第十二条第一項を次のように改める。

水先人の免許の有効期間は、五年とする。

ただし、二級水先人又は三級水先人であつて

初めて水先人の免許を受けた者その他の国土

交通省令で定める者の免許の有効期間につい

ては、三年以上五年以内において国土交通省

令で定める期間とする。

第六条 第二項中「前項」を「第二項」に改め、

「免許の」の下に「有効期間の」を加え、「第六条

第四項各号」を「第七条第四項各号」に改め、同

項を加える。

二 前項の有効期間は、その満了の際、申請に

より更新することができる。

て準用する。

(準用)

第三十二条 第十七条から第二十八条までの規

定は、登録水先免許更新講習、登録水先免許

更新講習実施機関及び登録水先免許更新講習

事務について準用する。この場合において、

第十八条中「第十五条第三項第二号から第五

号まで」とあるのは「第三十条第三項第二号か

ら第五号まで」と、第二十二条中「第十五条第一項各号」とあるのは「第三十条第一項各号」と、第二十四条、第二十七条並びに第二十八

条第一号及び第三号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十条第三項」と、第十四条第一号中「第十五条第二項第一号又は第三号」と

あるのは「第三十条第二項第一号又は第三号」と、第二十四条、第二十七条並びに第二十八

条第一号及び第三号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十条第三項」と、第十四条第一号中「第十五条第二項第一号又は第三号」と

あるのは「第三十条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

第九条を削る。

第一条を削る。

第八条の二中「前条第二項」を「前条第四項」

に、「水先の」を「水先人の」に、「場合に」を「場

合について」に改め、同条を第十一条とし、同

条の次に次の二条を加える。

(免許の失効)

第十二条 水先人が上級の資格についての水先

人の免許を受けたときは、下級の資格につい

ての水先人の免許は、その効力を失う。

第八条第一項を次のように改める。

水先人の免許の有効期間は、五年とする。

ただし、二級水先人又は三級水先人であつて

初めて水先人の免許を受けた者その他の国土

交通省令で定める者の免許の有効期間につい

ては、三年以上五年以内において国土交通省

令で定める期間とする。

第八条第二項中「前項」を「第二項」に改め、

「免許の」の下に「有効期間の」を加え、「第六条

第四項各号」を「第七条第四項各号」に改め、同

項を加える。

二 前項の有効期間は、その満了の際、申請に

より更新することができる。

3 國土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者がその資格に応じ水先業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び技能を習得させるための講習（以下「水先免許更新講習」という。）であつて第二十九条及び第三十条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録水先免許更新講習」という。）の課程を修了した者でなければ、水先人の免許の有効期間の更新をしてはならない。

第八条を第十条とする。

第七条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第九条とする。

第六条第一項中「免許」を「第四条第二項各号に掲げる資格に応じ、免許」に改め、同条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「潮せき」を「潮汐」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（水先人試験の免除）

第八条 第四条第一項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

2 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

第五条中「である」を「となる」に改め、同条第二号中「なくなるまでの」を「なくなつた日から五年を経過しない」に改め、同条第三号中「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第一百四十九号）の規定による」を削り、「若しくは」を「又は船舶職員法第二十三条の一第一項に規定する」に、「又は船長の職務につき三回以上

業務の停止を命ぜられた」を「取消しの日から五年を経過しない」に改め、同条第四号中「取り消された」を「取り消され、取消しの日から五年を経過しない」に改め、同号を同第六号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

四 船長又は航海士の職務につき業務の停止を命ぜられ、その業務の停止の期間中の者を命ぜられ、直近の業務の停止の期間が満了した日から五年を経過しない者

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「左の要件」を「次に掲げる要件のすべて」に改め、同項各号を次のように改める。

		三 三級水先人
	二 一級水先人	一 一級水先人
二 一級水先人	総トン数五万トン(積載 項を考慮して政令で定 ない範囲内において政令 総トン数二万トンを下 えない船舶(前号)の政令	すべての船舶
三 二級水先人		

務を行うことのできる船舶は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる船舶とする。

第七条第一項中「且」を「かつ」に改め 同条
を第九条とする。

第六条第一項中「免許」を「第四条第一項各号に掲げる資格に応じ、免許」に改め、同条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「潮せき」を「潮汐」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八条 第四条第一項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

二 第十四条及び第十五条の規定により国土交通大臣の登録を受けた水先人養成施設（以下「登録水先人養成施設」という。）において、前条第二項各号に掲げる資格に応じ、水先区ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了したこと。

三 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交通大臣が行う水先人試験に合格したこと。

第四条第二項中「水先修業生」を「者」に、「且つ」を「かつ」に改め、「一定」を削り、「具備しなくとも」を「具備しなくても」に改め、同条を第五条とする。

第三条に次の二項を加える。

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

一一級水先人

一一級水先人

のすべて」に改め、同項各号を次のように改
一 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交
通省令で定める乗船履歴又は水先業務に從
事した経験及び海技士の免許・船舶職員及
び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第
百四十九号。以下「船舶職員法」という。)第
四条第一項に規定する海技士の免許をい
う。(以下同じ。)を有していること。

構法の一部改正)

に充てるための助成金に限る。」を加える。

第一節 水先人の免許及び水先人試験

第二条中「代つて」を「代わつて」に改め、第一章中同条を第三条とする。

第一条の二第三項を次のように改める。

3 この法律において「水先修業生」とは、第五条第一項第二号に規定する登録水先人養成施設の課程を修習中の者をいう。

第一条の二を第二条とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「この項において」を

号」を「同項第四号」に改める。
第十八条第一項中「から第五号まで」を「及び
第四号」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十四号」を「第十
三号」に改める。

第二十二条中「業務」の下に「(試験研究資金に
充てるための助成金を交付する業務に限る。)」
を加える。

第二十四条中「助成金」の下に「(試験研究資金に
充てるための助成金に限る。)」を加える。

附則第十一條第八項中「第十七条第一項第二
号中「並びに」を「第十七条第一項第二号中「及
び」に、「附則第十一條第一項第一号の業務」を
附則第十一條第一項第一号及び第二号の業務」

2 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受けの水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

第四条第二項中「水先修業生」を「者」に、「且つ」を「かつ」に改め、「一定」を削り、「具備しなくとも」を「具備しなくとも」に改め、同条を第五条とする。

第三条に次の二項を加える。

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

第十七条第一項第二号中「及び第八号の業務並びに」を「から第十三号までの業務及び」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十二
条第一項第十五号」を「第十二条第一項第十四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五

は「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十二条第一項第二号の業務」に改め
る。

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五回及び第二十二条の規定 平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条规定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

(港湾法の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の港湾法(以下「新港湾法」という)第五十六条の二の二第二項の登録を受けようとする者は、前条第一号に定める日(以下「一部施行日」という)前においても、その申請をすることができる。新港湾法第五十六条の二の七第一項の確認業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継による改正後の港湾法(以下「新外貿法」という)第三条第一項の規定による指定に際し、当該指定に係る指定会社に対し、間は、なおその効力を有する。

第五条 第一条の規定により神戸港につき指定された法人(以下この項において「神戸港指定法人」という)については、附則第二十一条の規定により神戸港指定法人とされる改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条の規定は、次条第四項の規定により神戸港指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第六条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水先法(以下「旧水先法」という)の規定による水先人の免許(以下「旧免許」という)を受けている者は、一部施行日に、第三条の規定による改正後の水先法(以下「新水先法」という)第四条第一項第一号に掲げる一級水先人の資格についての水先人の免許(以下「一級水先人免許」という)を受けたものとみなす。この場合において、当該一級水先人免許を受けたものとみなされる者に係る一級水先人の有効期間は、新水先法第十条第一項の規定にかかるらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定によりその更新を受けなければその効力を失うこととされる日の前日までとする。

第七条 新水先法第五条第一項第二号又は第十一条の規定による改正前の港湾法第五十五条第五項及び第六項並びに旧外貿法第二条第四項、第三条第四項及び第五項並びに第四条から第十八条までの規定は、次条第四項の規定により指定法人(以下「指定法人」という)については、第一条の規定による改正前の港湾法第五十五条第五項及び第六項並びに旧外貿法第二条第四項、第三条第四項及び第五項並びに第四条から第十八条までの規定は、次条第四項の規定により指定法人人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第八条 新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格条項については、前項の規定によりおその効力を有するもの

とされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、附則第十八条の規定による改定並びに附則第十九条第一項第五号及び第二項第五号、第七条第一項並びに附則第十八条の規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第九条 附則第六条の規定により一部施行日から一年間は、新水先法第四十六条第二項の認可を受けず、又は同条第四項の規定による届出をしないで、旧水先法第二十二条第二項の規定による水先料の額と同一の額の水先料を請求することができる。この場合においては、当該一級水先人免許を受けたものとみなされた者は、新水先法第四十六条第二項の認可を受け、及び同条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

第十条 一部施行日に、旧水先法による水先人会(以下「旧水先人会」という)は、新水先法による法人たる水先人会(以下「新水先人会」とい)う)となり、旧水先人会の役員は、退任するものとする。

第十二条 一部施行日前に、あらかじめ、その会則を新水先法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新水先人会の役員となるべき者を選任しておかなければならぬ。

第十三条 全国的新水先人会は、一部施行日後三月以内に、新水先法第五十五条の規定による日本水先人会連合会を設立しなければならない。

第十四条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、一部施行日前に旧水先法(これに基づく命令を含む)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新水先法(これに基づく命令を含む)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その

なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五回及び第二十二条の規定 平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条规定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

(港湾法の一一部改正に伴う経過措置)

三 この法律の施行の際現に存する旧外貿法第二条第一項の規定により神戸港につき指定された法人(以下この項において「神戸港指定法人」という)については、附則第二十一条の規定により神戸港指定法人とされる改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十一条第一項第五号及び第二項第五号、第七条第一項並びに附則第十八条の規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

四 第一条の規定により神戸港指定法人が承継した旧外貿法第二条第三項及び第六条(附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有する場合を含む)の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

五 第一条の規定により指定会社が承継した旧外貿法第二条第三項及び第六条(附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有する場合を含む)の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

六 指定法人の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

七 第四項の規定により指定法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

他の行為とみなす。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新港湾法第五十八条第三項の規定により港湾管理者が告示した埋立地の区域に係る当該告示前にした公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例

の一部を次のように改正する。

「第十三条」を「第三十五条及び第二十六条」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十八条 港湾整備特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「外貿埠頭公団の解散

及び業務の承継に関する法律」を「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」に、「第二条第一項」

を「第三条第一項」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項第三号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「特定外貿埠頭第一項」を「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条第一項第二号中「港湾法」を「港湾法第四十三条の五第一項、同法」に改め、同項第五号及び同条第二項第五号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」を「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条」に改め、同項第一項に、「外貿埠頭公団」の次に次のように加える。

別表第一 第百二十七号の次に次のように加える。
百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録

港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第五十六条の二の二第一項(登録確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

別表第一 第百三十六号の次に次のように加える。
百三十六の二 水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録

(一) 登録(更新の登録を除く。)
(二) 水先法第十条第三項(水先免許更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)

別表第二 港務局の項中「昭和二十五年法律第一百八号」を削る。
(交通安全管理基本法の一部改正)

第二十条 交通安全管理基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第二十二条 第二条第八号中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

用途港湾施設に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「災害復旧事業」の下に「(災害にかかるたった施設を原形に復旧すること、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧すること、原形に復旧することを含む。)」を目的とする事業及び災害にかかるたった施設を原形に復旧することを目的とする事業を「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三号)附則第五条に規定する」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の見出し中「外貿埠頭等」を「特定

別表第一 第三十ニ号(二七)を次のように改める。

(二七) 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)による水先人名簿にする登録

イ 水先法第九条第一項(登録及び水先免状)の水先人で次に掲げるものの新規登録

(1) 一級水先人の登録

(2) 二級水先人の登録

登録件数	登録件数	登録件数
一件につき六万円	一件につき二万五千円	一件につき一千円
万円	万五千円	一千円
円	円	円

登録件数

登録件数

登録件数

万円

万円

万円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

<

条第二項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条に改め、同項を同条とする。」

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第二十二条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項第三号の改正規定中「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

別表第一号の三を削り、同表第十二号中「特定埠頭運営効率化推進事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十二条の三の規定による内閣総理大臣の認定に係る同条に規定する特定埋立地であるものについては、その全部の区域について新港湾法第五十八条第三項の規定による港湾管理者の告示がされている区域であるものとみなす。
2 この法律の施行の際現に旧特区法第二十二条第一項の規定により同項に規定する特定埠頭の貸付けを受けている事業者は、新港湾法第五十四条の三第二項の規定により港湾管理者の認定を受けた者とみなす。

平成十八年四月十一日印刷

平成十八年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

E